

刈谷市市民活動支援基金

かりや夢ファンド



市民活動支援基金「かりや夢ファンド」とは、市民・事業者・行政などからの財源により、刈谷市民が刈谷のまちをよくするために自主的に行う活動・団体を応援する補助金制度です。

まちづくり活動支援事業補助金 【申請額5万円以下】 令和8年度活動団体 募集の手引き

市民団体などが、刈谷市の地域文化、人材などの地域資源を活用しながら、継続して自主的に行う公益的なまちづくり活動の経費を支援します。

補助金の交付：今年度交付可能！（年度：毎年4月1日から翌年3月31日まで）

事業対象期間：令和8年8月1日～9年3月31日

上限額：5万円

一部前払い：可能！（上限：交付決定額の1/2）

補助率：2/3

審査：書類審査のみ！

新たに立ち上がった団体なども、気軽にチャレンジできます！

<受付期間>

令和8年4月1日（水）～5月13日（水）

午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

申請様式ダウンロード



QRコードは、デンソーウェーブの登録商標です。

【問合せ先】刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

住所：〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

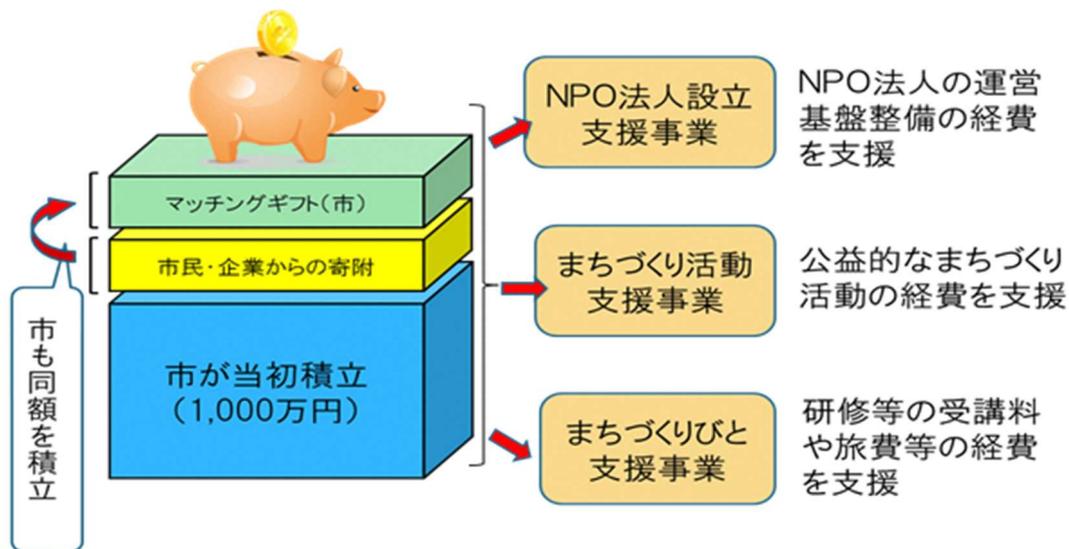
電話：0566-95-0002 FAX：0566-27-9652

メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

1 かりや夢ファンドの仕組み

■「かりや夢ファンド」とは？

かりや夢ファンドは、刈谷のまちづくりを支援する総合的な基金を元に、平成 22 年度に創設されました。普段なかなか時間がとれず、まちづくりに参加できなくても、想いを金銭に込めて「かりや夢ファンド」に寄附することにより、まちづくりに参加することができる仕組みです。なお、この基金は、皆さんからいただいた寄附金に対し、その同額を刈谷市も基金に積み立てる「マッチング・ギフト方式」を採用しています。



■まちづくりって、具体的にどんな活動を意味しているの？

まちづくりとは、自分たちのまちがどのようなまちであったらよいかを考え、話し合い、生き生きと暮らせるような空間・社会・仕組みをつくっていくことを示しています。

具体的な活動としては、次のような活動が挙げられます。事業をイメージする参考にしてください。
(特定非営利活動促進法より抜粋)

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動 | (11) 国際協力の活動 |
| (2) 社会教育の推進を図る活動 | (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| (3) まちづくりの推進を図る活動 | (13) 子どもの健全育成を図る活動 |
| (4) 観光の振興を図る活動 | (14) 情報化社会の発展を図る活動 |
| (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | (15) 科学技術の振興を図る活動 |
| (6) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 | (16) 経済活動の活性化を図る活動 |
| (7) 環境の保全を図る活動 | (17) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動 |
| (8) 災害救援活動 | (18) 消費者の保護を図る活動 |
| (9) 地域安全活動 | (19) 上記に挙げた活動に準ずる活動として
県又は指定都市の条例で定める活動 |
| (10) 人権の擁護または平和の推進を図る活動 | (20) 上記に挙げた活動を行う団体の援助 |

2 制度の内容

補助概要	刈谷市内で市民団体などが自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援します。	
対象期間	令和8年8月1日～9年3月31日	
補助対象	次の要件を全て満たす事業 ①市民団体が自ら主体的に実施する事業 ②広く刈谷市民が参加できる公益的な事業 ③刈谷市の地域文化、人材等地域資源の活用を図る事業 ④独創性または先駆性がある事業 ⑤発展性または継続性が見込まれる事業 ⑥少なくとも1つ以上の他の市民団体と協働して行うことが見込まれる事業	
対象経費	①謝礼金（講師、出演者等への謝礼金） ②旅費（交通費及び宿泊費） ③消耗品費（資料、チラシの用紙代等） ④食糧費（景品としてのお菓子、飲料等の代金） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑤印刷製本費（チラシ、冊子等の作成費） ⑥通信費（案内文書及び資料の郵送料等） ⑦保険料（イベント保険料、損害賠償保険料等） ⑧使用料及び賃借料（会場等の使用料及び機材等の借上料） ⑨備品購入費（購入価格が概ね3万円を超え、耐用年数が2年以上の物品の購入費） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑩その他の経費（その他市長が必要と認める経費）	 <p>今後事業で使い続けられる備品等を購入すると、申請事業の継続に役立つカリ～♪</p>
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体の構成員に対する人件費、謝礼金、旅費及び食糧費 市民団体の運営に関する経常的な経費（光熱水費等） 領収書等により、事業経費として明確に支払ったことが確認できない経費 利益相反（※）に当たる場合には、対象外経費となる場合あり 	
補助率	補助対象経費の2/3	※一方の立場では利益になるが、他方の立場では不利益になること。 （例）市民団体の役員が、自営している会社を委託業者として選ぶ。
上限額	上限5万円（1,000円未満切捨て）	
継続補助	1団体につき10年度間で「3回」まで ※コラボ70補助金採択事業は回数に含めない	

10年度間の考え方Q&A

Q1：10年度間の起点はいつか？

A1：1回目の事業実施年度を起点とします。

Q2：10年度間を過ぎたら、申請できないのか？

A2：期間経過後は、回数がリセットされるため、再度3回まで申請できます。



(1) 注意事項

- ア 1 団体につき同一年度 1 事業までの申請となります。
ただし、事業実施年度が異なる場合はこの限りではありません。
- イ 「市民団体」とは、市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者が所属する団体をいいます。
- ウ 継続補助を希望する場合も、初回と同様に申請・審査の対象となります。
- エ 同一世帯のみまたは 2 親等以内のみで構成される団体は申請いただけません。
- オ 団体の構成員は 3 人以上である必要があります。
- カ 同補助金と、かりや夢ファンド補助金の別メニューである「NPO 法人設立支援事業補助金（7 月頃募集予定）」の両方を同一年度に申請することはできません。
- キ 補助金の交付は、「かりや夢ファンド補助金」の PR をすることが条件です。
具体的な方法については、p.7「7 その他」をご覧ください。

(2) 対象外となる事業

- ア 政治、宗教または営利を目的とした事業
- イ 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある事業
- ウ 事業の主たる効果が刈谷市外で生じる事業
- エ 刈谷市の他の補助金の交付を同一年度に受ける事業(団体の運営に係るものは除く)

3 申請の方法

(1) 申請に必要な書類 (☆印の様式は、刈谷市ホームページからダウンロード可。)

- ① まちづくり活動支援事業補助金補助対象事業認定申請書 (☆)
- ② まちづくり活動支援事業補助金事業計画書 (☆)
- ③ まちづくり活動支援事業補助金収支予算書 (☆)
- ④ まちづくり活動支援事業補助金申請チェックシート (☆)
- ⑤ 団体規約



(⑥任意提出：まちづくり活動支援事業補助金 事業継続に向けた計画書 (☆))

(2) 提出方法

- ア 電話等にて事前連絡の上、直接市民協働課(刈谷市役所3階)へ提出してください。
担当職員がその場で内容を確認しますので、時間にゆとりを持ってお越しください。
- イ 事情により、直接提出が難しい場合は、ご相談ください。
- ウ 書類の記入方法などご不明な点は、刈谷市民ボランティア活動センター(0566-62-8231)及び市民協働課で随時対応しますので、お問合せください。
- エ 提出された書類は、情報公開の対象となります(個人情報除く)。あらかじめご了承いただいた上でご応募ください。

4 審査の方法

(1) 審査員

審査員は、「共存・協働のまちづくり推進委員会」内の夢ファンド部会員が務めます。

なお、審査員が提案団体の役員・職員である場合は、該当する審査員は、当該事業のみ審査から外れます。

(2) 書類審査（令和8年6月頃実施予定）

審査員による審査会にて、次の視点・ポイントに基づき、審査をします。（25点満点）

審査の視点	審査のポイント	配点
①主体性 協働性	課題を自分ごとと捉え、他の主体に依存することなく、自分たちでできることを行おうとしている。 さまざまな市民や団体が参加し、つながる機会をつくっている。	5
②公益性	まちの課題や市民のニーズに対応し、多くの市民の利益に貢献することができる。 事業を通して人々の共感を得て、意識を向上させていくことができる。	5
③独創性 先駆性	新しい課題やテーマ、視点からの取り組みである。 事業の進め方や手法に工夫があり、団体の特性が活かされている。	5
④実現性	事業計画やスケジュール、収支計画が具体的・妥当である。 団体としての組織力があり、事業を効果的に行うことができる。	5
⑤発展性 継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。	5

(3) 採択の方法

提案事業の採択は、基準点（12.5点）に達している事業のうち、得点の上位から予算の範囲内で申請額の全額補助として採択していきます。

予算額に達する時点の事業については、一部補助という形で採択するものとします。

(4) 結果発表

全ての事業の審査結果は、文書で通知するとともに、市ホームページで公開します。

審査の協議内容によっては、対象経費等の再確認や実施に当たっての条件を付す場合があります。詳細については、後日改めて文書で通知した上で、市民協働課による追加調査を行います。条件を満たすことができない事業は、採択を取り消す場合があります。

5 補助金交付に係る手続き・広報の支援

(1) 補助金交付の流れ

事業採択を受けた各団体は、原則として同年8月に「補助金交付申請書」を提出し、同年度内の事業完了後に「実績報告書」及び「補助金請求書」を提出します。なお、一部前払い（上限：交付決定額の1/2）を希望する場合は、別途手続きが必要です。

市は、全ての書類を受領、確認した後、指定口座に入金します。（事業完了時に収入額が支出額を上回った場合は、差引額分の補助金を減額します。）なお、補助金請求書に記載する振込先は、原則として申請団体の口座とします。

（２）広報に関する支援

採択された事業は、市民だよりへの掲載や報道機関（テレビ局・新聞社等）への情報提供等、事業 PR のための広報支援についても、可能な範囲で対応します。なお、市民だよりは、令和8年9月号以降の掲載となりますので、予めご了承ください。

6 実績報告・失格事項

（１）実績報告に必要な書類（☆印の様式は、刈谷市ホームページからダウンロード可。）

- ① まちづくり活動支援事業実績報告書（☆）
- ② まちづくり活動支援事業補助金収支決算書（☆）
- ③ まちづくり活動支援事業補助金ふりかえりシート（☆）
- ④ まちづくり活動支援事業補助金請求書（☆）
- ⑤ 領収書等の写し

※日付は、令和8年8月1日から9年3月31日までのものが対象です。

宛名や、但し書に「〇〇代として」等が適正に記載されているか確認してください。

- ⑥ 事業の実施状況が分かる写真（電子データも併せて提出）
- ⑦ その他団体の現状を把握するため参考となる資料

（２）提出期日

事業が終了してから30日以内又は令和9年3月末のいずれか早い日までに、市民協働課へ提出してください。提出がない場合、補助金をお支払いすることができません。

災害等申請団体の責めに帰すことができない事由により事業を中止した場合、それまでにかかった経費について補助が可能な場合がありますので、ご相談ください。

（３）失格事項

次のいずれかに該当する申請者は、審査の対象から除外します。

また、補助金交付後に発覚した場合は、補助金を返還していただきます。

- ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき
- イ その他不正な行為があったとき

7 その他

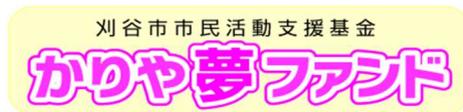
以下について、ご協力ください。

- (1) 夢ファンド補助金 PR 用「のぼり」を市民協働課で貸し出していますので、事業実施の際に活用してください！
- (2) 採択事業に関するチラシやポスター等には、かりや夢ファンドのロゴと『この事業は、かりや夢ファンドの補助金を受けて実施しています。』等の文言を入れてください。ロゴは、市ホームページからダウンロードできます。



《横バージョン》

《縦バージョン》→



- (3) 採択事業の実施状況の写真を、各種報告、市民だより等で使用いたします。
- (4) 必要に応じて、活動内容を実績報告会等で発表していただくことがあります。

